

京都市方言における形容詞重複表現について*

谷 光 生

1. はじめに

京都市上京区西陣で生まれ育ったエッセイスト・小説家の入江敦彦は、エッセー集『イケズの構造』において、ある「キモノ屋女主人」の客に対する「イケズ」な発言を紹介したあと、次のように述べている。¹⁾

- (1) キモノ屋女主人の言葉のなかで最も京都的な表現は「遠い遠い」——すなわち^{じょうご}畳語——でしょう。京都人はこれの中毒。「早よ早よ」「くっさい臭い」「^{おい}美味しい美味しい」「ごさいますでございます」「おくれやしておくれやす」。必要があろうとなかろうと、繰り返すのに少々無理があるような言葉でもチカラワザでリピートしてみせます。
(入江 2005 : 66-67)

上の引用文中では、いくつかの種類^{しゆるい}の繰り返し表現 (iterations) が整理されないまま挙げられているが、これらの繰り返し表現を「京都人」がくだけた日常会話の中でしばしば用いることについては、京都市内在住である本稿執筆者もうなずくところがある。

入江は別のエッセー集『京 (KYO) のお言葉』においても、次のように、同種の繰り返し表現について言及し、これらが「京都の色彩を帯びる」ものであると述べている。²⁾

- (2) この都市で暮らしていれば、あらゆるシーンでこの言葉を耳にする。もっとも「違う」に限らず、彼らは何かにつけ繰り返し = 畳語を多用

する人種ではある。たいがいの意思表示は畳語化されて京都的色彩を帯びる。「美味しい美味しい」「上手い上手い」「寒い寒い」なんでもあり。
(入江 2009 : 70)

加納 (1993) は京都市方言における代表的な言い回し、あるいは特徴的な語彙などを紹介し、その語法・用法についても若干の補足説明を行った一般書であるが、そこでも (1) と同様の「遠い遠い」が使用された対話を確認できる。³⁾

(3) 「近ちこおしたやろ」「よういわんわ、遠い遠いとことしたがな」

(加納 1993 : 85)

加納は同書でさらに、「畳語——繰くり返かえすことによつて語義ごぎを強調きょうこうする。
(p. 88)」の節において、次のような例を示している。⁴⁾

(4) a. 「ちっこいちっこいもんやさかい、なくさんときや」

(加納 1993 : 88)

b. 「高尾たかおのもみじが赤あこ赤あこなつてきてますえ」(加納 1993 : 88)

以上の入江ならびに加納による記述の中で特に注目されるのは、「遠い遠い」や「くっさい臭い」「ちっこいちっこい」などに示される「形容詞重複表現」で、同表現は入江が「耳にする」と書いているように、また加納による例がすべて日常会話を模したものであるように、くらしの京ことば——気取らない形での京都市方言——であると言うことができる。

形容詞重複表現がくらしの京ことばであることは、ウェブサイト「京都観光ネット」内の「京都人のブログ」における投稿記事「京都人は形容詞を2回続けて言う」(2022年3月12日付け)からも窺えるが、同記事には次のような例が掲載されている。⁵⁾

- (5) a. 今日はさぶいさぶいなあ。
 b. そんな高い高いもんよう買わんわ。
 c. 蚊に咬まれてかゆいかゆいねん。
 d. そんな遠い遠いところよう行かん。

京都人のところに刻まれたとも言える、以上のような形容詞重複表現は、その表層の構造にもとづき、次の2種類に大別することができる。すなわち、「暑い暑い」のように、形容詞の「語幹+語尾」全体が繰り返され、『語幹+語尾』+『語幹+語尾』のように表記できるものと、「あつつ暑い」のように、促音が挿入された形容詞の「語幹」のあとに「語幹+語尾」が続き、『語幹』+『語幹+語尾』のように表記できるものの2種類である。また、形容詞重複表現の意味については、加納が指摘するとおり、「語義を強調する」——術語を使えば、「強意性 (intensivity)」を表す——と言えそうである。

形容詞重複表現はこれまでの京都方言研究ないし方言研究一般において注目を集めることはなく、同表現に特化した専門的研究としては、本稿執筆者による Tani (2012)、谷 (2012)、谷 (2013) を除くと、管見の限り、宮川 (2013) および宮川 (2022) を挙げることしかできない。⁶⁾

形容詞重複表現の専門的研究が数少ない理由としては、形容詞重複表現がくらしの京ことばであるため、方言研究者の観察から大方漏れてきたであろうこと、観察があったとしても、同表現が単なる繰り返し表現とみなされ、それ以上の考察がなされなかったであろうこと、また伝統的な方言研究が語彙論を中心としたものになりがちであったことが挙げられそうである。

さて、本稿は、本稿執筆者が2022年の後半から2023年の前半のおおよそ1年間をかけ、断続的に行った形容詞重複表現に関する聞き取り調査の結果を部分的に報告し、それらに対する考察を加えたり、先行研究になかった新たな見解を付け加えたりするものである。ただし、紙幅の関係で検討・議論が十分に行えない部分が多い。なかんずく、形容詞重複表現と関連の深い形容動詞重複表

現に関しては、まったく触れることができない。本稿で報告のできない調査結果やまとめるに至らなかった考察などについては、稿を改めて論ずることとする。

以下の本稿はおおよそ次のように構成される。第2節で、形容詞重複表現の地理的分布に関する調査結果を報告する。第3節で、Gill (2005) による基準に依拠しながら、繰り返し表現が反復表現と重複表現の2つに下位区分されることについて確認する。この確認にもとづき、第4節で、形容詞重複表現が反復表現ではなく重複表現であるとし、さらにその意味機能について議論する。第5節では形容詞重複表現の形態構造について、また第6節では形容詞重複表現の音声音韻上の制約について、検討する。最後の第7節は結びである。

2. 形容詞重複表現の地理的分布

既述のとおり、本稿執筆者は、2022年の後半から2023年の前半のおおよそ1年間にわたり、形容詞重複表現に関する聞き取り調査を行った。調査の対象者は、本稿執筆者の勤務先である京都女子大学の学生、また同大学の教職員、さらにその関係者である。学生はすべて女性で、年齢は20歳ないし21歳であった。計41名の調査協力を受けている。教職員またその関係者については女性ないし男性で、年齢は30代から50代。計11名の調査協力を受けている。本節は、このような調査から得られた結果をもとに、形容詞重複表現の地理上の分布（形容詞重複表現が使用される地理的範囲）について同定を試みる。

すべての調査対象者のうち、京都市内の生まれ育ちのものは計6名である。そのうち、何らかの形で形容詞重複表現を使用すると回答したものが5名（学生2名、教職員の女性1名、教職員の男性1名、教職員関係者の男性1名）、使用しないと回答したものが1名（教職員の女性）であった。⁷⁾

京都府亀岡市の生まれ育ちで、母親が京都市内の生まれ育ち、父親が亀岡市の生まれ育ちの40代女性（教職員）も、何らかの形で形容詞重複表現を使用すると回答した。また、京都府の南西端、大阪府の北東端に位置し、京都府乙訓

大山崎町と大阪府島本町の両町付近を指す「山崎」で物心つく頃から育ち、母親が京都市内の生まれ育ち、父親が広島県の生まれ育ちである40代女性（教職員）も、何らかの形で形容詞重複表現を使用すると回答した。

一方、京都府木津川市の生まれ育ちの一学生ならびに京都府京田辺市の生まれ育ちの一学生は、形容詞重複表現を使用しないとの回答であった。さらに、京都府向日市でほぼ生まれ育った50代の男性（教職員）、および京都府宇治市の生まれ育ちの50代の男性（教職員の関係者）も、使用しないとの回答であった。

また、京都市の近隣といえる滋賀県（大津市、守山市、甲賀市、東近江市）、大阪府（大阪市、豊中市、茨木市、枚方市、守口市）、奈良県（葛城市、生駒市）、兵庫県（神戸市、伊丹市）などでの生まれ育ちのもの（学生ないし教職員）も、形容詞重複表現を使用しないとの回答であった。⁸⁾

同様に、京都市を遠く離れた石川県、長野県、福岡県、岡山県、長崎県、大分県、香川県、愛媛県の生まれ育ちのもの（学生ないし教職員）も、形容詞重複表現を使用しないとの回答であった。

以上を総合すると、形容詞重複表現はおおよそ京都市内という狭い範囲で用いられる方言であると言える。ただし、既述のとおり、本人が京都市以外の生まれ育ちであっても、親が京都市出身であるため、形容詞重複表現を使用するという場合もあり、また本人が京都市内の生まれ育ちであっても、形容詞重複表現を使用しないという場合も認められるため、事情は複雑である。

3. 繰り返し、反復、重複

何らかの言語要素が繰り返される場合、それらは一般に繰り返し表現と呼ばれるが、繰り返し表現は反復表現（repetition）と重複表現（reduplication）の2つに大別される。これら2種類の繰り返し表現の典型的な例を標準日本語において示すとすれば、次の（6）、（7）のようになる（繰り返し表現には下線が施されている）。

- (6) a. この山の頂上からは、どこを見渡してみても、山、山、山だな。
 b. そのお家には、かわいい、かわいい猫ちゃんたちがいっぱいいました。
 c. 「明日の天気はどうなるかな？晴れかな？」「うん、晴れ晴れ。問題なし。」
 d. 「そんなことって、あり得る？」「ないない。絶対ない。」
 e. あー、もー嫌だ、嫌だ、嫌だ、嫌だ！
 f. カネが欲しい、カネが欲しい。
 h. おせんにキャラメル、えー、おせんにキャラメル。いかがすかー。
- (7) a. 山々 / 国々 / 所々 / 晴れ晴れとした表情
 b. 飛び飛びに読む / 返す返すも惜しい
 c. 軽々しい言動 / 黒々とした髪 / 細々と暮らす / 高々100円の出費

(6)が反復表現、(7)が重複表現を示すが、これら2種類の繰り返し表現はどのような規準により区別されるものなのだろうか。Gill (2005)にもとづき、以下、検討する。

Gill は、おおよそ次の(8)にまとめられる6つの基準によって、反復表現と重複表現の区別を行う。⁹⁾

- (8) i. 繰り返される要素の種類
 ii. 繰り返される要素の数
 iii. 繰り返される要素の隣接性
 iv. 繰り返し表現全体の音調句
 v. 繰り返し表現全体の意味内容
 vi. 繰り返し表現全体の伝達機能

最初の(8 i)の基準は定義上のもので、繰り返される要素が語ないし語以上の大きさの単位であれば反復表現で、語ないし語以下の単位であれば重複表現とされる。したがって、反復表現は統語上の現象もしくは談話レベルの現象であり、重複表現は形態論における現象であると言える。

具体的に考えてみよう。(6 a, b)では語の繰り返しが見られ、またこれらの表現は以下で検討する(8 i)以外の基準も満たすため、反復表現に分類される。(6 f, g)のように明らかに語以上の大きな単位が繰り返される反復表現も、ごく普通に生起する。(7 a, b)は語が繰り返される重複表現で、(7 a)は名詞の繰り返し、(7 b)は動詞の繰り返しとなっている。(7 c)も重複表現で、ここでは語以下の単位である語幹が繰り返されているが、ここでは形容詞の語幹が繰り返しの対象となっている。

(8 ii)の基準では、反復表現は2回以上の繰り返しが許されるものの、重複表現は(ふつう)2回までの繰り返しとされる。たとえば、(6 e)の反復表現では4回の繰り返しが見られるが、(7)における重複表現はいずれも2回で、たとえば「*山々々」や「*飛び飛び飛び(に読む)」のような発話は容認されない。

(8 iii)の基準によると、反復表現は繰り返される要素が隣接していてもそうでなくてもよいが、重複表現では隣接性が要求される。たとえば、(6 g)の反復表現では、繰り返される要素2つの間にフィラーの「えー」が介在し、繰り返される要素の間の隣接性が保たれていないが、問題はない。一方、重複表現では繰り返される要素が隣接している必要があるため、たとえば「*飛び、えー、飛びに読む」のような発話は容認されない。

(8 iv)の基準は音調句を問題としたものである。反復表現においては、全体が1つの音調句で発話される場合もあれば、複数の音調句に分かれた形で発話される場合もある。(6 c)の「晴れ晴れ」は、1度目の「晴れ」と2度目の「晴れ」の間にポーズを置かず、1つの音調句として発話するのが自然であろう。(6 a, b)では、繰り返される要素の間に読点として反映される若干の

ポーズが置かれ、繰り返される要素それぞれが1つの音調句をなす。このため、当該の反復表現全体としては、複数の音調句が認められることになる。一方の重複表現においては、訥弁のような言語運用上のエラーを除けば、全体が1つの音調句で発話される。

日本語の繰り返し表現においては、大江 (2019) も指摘するように、アクセント句と連濁も反復表現と重複表現の区別に有用である。反復表現では繰り返される要素それぞれがアクセント句をなし、連濁は認められない。逆に、重複表現では表現全体で1つのアクセント句をなし、(多くの場合) 連濁が認められる。これを、Gill の6つの基準に追加する形で、(8 iv') の基準としよう。

(8 iv') を具体的に確認すると次のようになる。反復表現である(6c)の「晴れ晴れ」では、2つの「晴れ」それぞれが1つのアクセント句をなし、「は [れ] は [れ]」のように発話される。¹⁰⁾ また、ひらがな表記の「はれはれ」に示されるように、連濁は生じない。一方、重複表現である(7a)内の「晴れ晴れ」では、それ全体が1つのアクセント句をなし、「は [れば] れ」と発話され、連濁が生じる。

(8 v) の基準は意味内容の中でも類像性 (iconicity) に関するものである。反復表現は全体として類像的な意味を表す場合と、そのような意味に欠ける場合のいずれかであるとされる。重複表現は類像的な意味を表す場合と、それに加え何らかの恣意的 (arbitrary) な意味をも表す場合のいずれかであるとされる。なお、類像的な意味として、Gill は強意性、複数性 (plurality)、繰り返し性 (iterativity) を挙げたり (p. 34)、量の多さ (large quantity)、数の多さ (large number) とったものに触れたりしている (p. 35)。また、恣意的な意味としては、軽視 (depreciation) や譲歩 (concession) を挙げている (p. 35)。

なお、(8 v) を反復表現と重複表現を峻別する際の基準として用いる場合、問題となる繰り返し表現に類像的な意味が欠けていれば、それは反復表現であると言え、また問題となる繰り返し表現に何らかの恣意的な意味が認められれば、それは重複表現であると言える。何らかの繰り返し表現に類像的な意味し

か認められない場合は、反復表現と重複表現のいずれとも言えない。

反復表現である(6a)では数の多さという類像的な意味が、(6b)そしておそらく(6e, f)では強意性の類像的な意味が認められる。(6c, d)はどうか。これらにはGillの言う類像的な意味が欠けていると言えるだろう。(6g)も同様に類像的な意味に欠けると言えそうだ。

重複表現の(7)のうち、「黒々」と「飛び飛び」は類像的な意味の中でも、それぞれ強意性と繰り返し性を表すと考えられる。「軽々」と「細々」そしておそらく「晴れ晴れ」は、類像的な意味の中の強意性を比喩的に表すと考えられる。「返す返す」と「高々」は恣意的な意味をも表すと言えそうだ(「高々」は軽視であろう)。残る「山々」「国々」「所々」は複数性という類像的な意味を表すと同時に、連続的走査(sequential scanning)とでも言うべき恣意的な意味をも表すと考えられる。¹¹⁾ なお、ここでの連続的走査とは「一定数の対象物を1つずつ連続して確認する」という趣旨である。「山々」「国々」「所々」などの重複表現においては、複数の対象物を1つにまとめ、その全体を視界に収めるといような捉え方はなされていない。

最後の基準である(8vi)は意味内容の伝達という機能面に関わるものである。Gillは反復表現の中には伝達補強(communitive reinforcement)の機能が認められるものがあり、話者は発話の場面における騒音に対処したり、発言権を求めたり、聴者の注意を引いたり、その他の多くの理由により、反復表現を用いるとする(p. 34)。また、Gillは重複表現には伝達補強の機能はないとしている。

なお、伝達補強の機能は反復表現を認めるための(必要条件ではないが)十分条件であるため、何らかの繰り返し表現に伝達補強機能が認められれば、それは反復表現であると言える。

伝達補強の機能について具体的に検討すると、(6c, d, g)の反復表現には、それが認められる(一方、類像的な意味は認められない)と言える。なぜなら、まず、(6g)では騒音に対処するため、もしくは聴者の注意を引くために、反

重複表現が用いられていると言えるからである。また、(6c, d) は、その意味内容の確実性 (certainty) を保証するために反復表現が用いられていると言えるであろう。¹²⁾

残る (6a, b, e, f) の反復表現には伝達補強の機能は認められない。また、重複表現にはそもそも伝達補強の機能がないとされるが、確かに (7) のいずれの重複表現にも当該の機能は認められない。

次節では、以上の (8 i) から (8 vi) の6つの基準ならびに (8 iv') の基準のうち、(8 i), (8 ii), (8 iii) の基準にもとづき、形容詞重複表現が反復表現ではなく重複表現であることを確認し、その後、(8 v), (8 vi) の基準に照らし合わせながら、形容詞重複表現の意味機能上の性質について検討する。(形容詞重複表現と (8 iv), (8 iv') の基準の関係については、第6節で触れるところがある。)

4. 形容詞重複表現の意味機能上の性質

既に幾度か触れるところがあったように、形容詞重複表現は、「『語幹+語尾』+『語幹+語尾』」という構造もしくは「『語幹』+『語幹+語尾』」という構造を持つ繰り返し表現である。このことを念頭に置きながら、形容詞重複表現は反復表現ではなく、重複表現であるということを、前節で検討した (8 i), (8 ii), (8 iii) の基準に照らしながら、確認してみよう。

まず (8 i) の基準のもとでは、「『語幹』+『語幹+語尾』」の形容詞重複表現の場合、語幹という語以下の単位が繰り返されるため、定義上、重複表現となる。「『語幹+語尾』+『語幹+語尾』」の場合、語の繰り返しであるため、ここでの基準のみでは重複表現であるとは言えない。ただし、(8 ii), (8 iii) の基準を併用すれば、この場合も重複表現であると言える。

(8 ii) によると、重複表現における繰り返しは(ふつう)2回までとされるが、次の(9)に示されるとおり、形容詞重複表現では繰り返される要素は2回かつ2回までであり、このことから形容詞重複表現は重複表現であると言

える。

- (9) a. ^{OK}あの子、足、{速い速い / はっや速い} で。
 a'. *あの子、足、{速い速い速い / はっやはっや速い} で。
 b. ^{OK}あの子、しゃべり出したら、{うるさいうるさい / うるさうるさい} で。
 b'. *あの子、しゃべり出したら、{うるさいうるさいうるさい / うるさうるさうるさい} で。

(8 iii) によると、反復表現は隣接性を満たす必要がないが、逆に重複表現は隣接性を満たす必要がある。次の(10)のとおり、形容詞の反復表現では隣接性が満たされない場合もあるが、形容詞重複表現では、(11)のとおり、隣接性が満たされなければならない、形容詞重複表現は重複表現であると言える。

- (10) a. 「あの子、足、速い?」「うん、速い。確かに、速い。絶対、速い。」
 b. 「あの子、うるさい?」「うん、うるさい。ほんまにうるさい。超うるさい。」
- (11) a. 「あの子、足、速い?」「うん、速い。^{OK}(ほんま) {速い速い / はっや速い}。」
 a'. 「あの子、足、速い?」「うん、速い。* {速いほんま速い / はっやはんま速い}。」
 b. 「あの子、うるさい?」「うん、うるさい。^{OK}(ほんま) {うるさいうるさい / うるさうるさい}。」
 b'. 「あの子、うるさい?」「うん、うるさい。* {うるさいほんまうるさい / うるさほんまうるさい}。」

以上、形容詞重複表現は反復表現ではなく、重複表現であるとのことを確認にした。以下では、(8 v), (8 vi) の基準を参照しながら、形容詞の反復表現の意味機能にも触れつつ、形容詞重複表現の意味機能について考察する。

まず、形容詞の反復表現の意味機能について検討しておこう。形容詞の反復表現においては、標準日本語はもとより京都市方言においても、(8 vi) で論じた確実性という点での伝達補強の機能を持つものがある。次の(12)の対話における形容詞の反復表現がそうで、これらの例は前節の(6 c, d)に見られる確実性と平行的なものと言える。

- (12) a. 「外、暑い?」「うん、暑い暑い。」
b. 「あの子、足、速い?」「うん、速い速い。」

このような形容詞の反復表現に確実性という伝達補強の機能が認められる一方、同表現が(8 v)で論じた類像的な意味(たとえば強意性)を欠くものであることは、次の(13)の対話に窺えるとおりである。

- (13) a. 「外、暑い?」「うん、暑い暑い。^{OK}すごい暑い。」
a'. 「外、暑い?」「うん、すごい暑い。??暑い暑い。」
b. 「あの子、足、速い?」「うん、速い速い。^{OK}すごい速い。」
b'. 「あの子、足、速い?」「うん、すごい速い。??速い速い。」

(13a, b)では、確実性を伝える形容詞の反復表現に続き、「すごい+形容詞」という強意性の意味を持つ表現が現れている。つまり、確実性を訴えたあと、さらに強意性も訴えるという談話の流れになっており、全体として意味的におかしなところはない。ところが、(13a', b')では、強意性が訴えられたあと、強意性の中に(おそらく)前提として存する確実性が改めて繰り返されるため、全体としてはおかしな談話となっている。

なお、形容詞の反復表現には、以上のような確実性という伝達補強の機能を持つもの以外に、次のように強意性を持つものも認められる。¹³⁾

- (14) a. 今年の夏は、暑い暑いものでした。
b. 太郎はその速い速い足で、みんなを追い抜きました。

形容詞重複表現に目を転ずると、同表現は(8v)で論じた類像性の中でも強意性——もう少し言えば、程度の増幅——を表すと言える。この点を確認しよう。

次の(15a, b)のように、「暑い」「速い」といった程度表現のあと、その程度を増幅した「すごく暑い」「すごく速い」といった表現を配置しても、談話上の問題は起きない。しかし、逆の配置を行った(15a', b')はその限りではない。

- (15) a. 「外、暑い?」「うん、暑い。^{OK}すごい暑い。」
a'. 「外、暑い?」「うん、すごい暑い。??暑い。」
b. 「あの子、足、速い?」「うん、速い。^{OK}すごい速い。」
b'. 「あの子、足、速い?」「うん、すごい速い。??速い。」

このことは、標準日本語と京都市方言のいずれにおいても当てはまる。

形容詞重複表現についても、次の(16)のとおり、(15)と並行するパターンが観察される。

- (16) a. 「外、暑い?」「うん、暑い。^{OK}{暑い暑い / あっつ暑い}。」
a'. 「外、暑い?」「うん、{暑い暑い / あっつ暑い}。??暑い。」
b. 「あの子、足、速い?」「うん、速い。^{OK}{速い速い / はっや速い}。」
b'. 「あの子、足、速い?」「うん、{速い速い / はっや速い}。??

速い。』

このことから、形容詞重複表現は、「すごく暑い」「すごく速い」といった表現と同様に、強意性を表す（程度の増幅を表す）ものである、と言える。

前節の（8v）で、重複表現は類像的な意味に加え、恣意的な意味をも表す場合があることに触れたが、このことは形容詞重複表現についても当てはまる。すなわち、形容詞重複表現は、強意性という類像的な意味に加え、「若干のユーモア（gentle humour）」という恣意的意味をも表すということである。このことは、第1節の（3）における「遠い遠い」と次の（17）の「すごい遠い」を比較すれば明らかである。

（17） 「近おしたやろ」「よういわんわ、すごい遠いとこどしたがな」

形容詞重複表現の代わりに「すごい遠い」が用いられた（17）においては、距離に関する情報に誤りがあったという事実がストレートに提示されるため、相手を非難する響きが生じる。一方の（3）においては、そのような響きあまり生じていない。これは「遠い遠い」という形容詞重複表現が持つ若干のユーモアという意味のおかげで、相手の誤りを直截的に非難することが避けられているためである。

形容詞重複表現に若干のユーモアの意味が存することは、次の（18）、（19）に窺える。

- （18） a. 「外、暑いんやてな。」「暑いんちゃう。すごい暑いねん。」
b. 「外、暑いんやてな。」「暑いんちゃう。{ 暑い暑い / あつつ暑い } ねん。」
- （19） a. 「そのカバン、高いんやてな。」「高いんちゃう。すごい高いねん。」

- b. 「そのカバン、高いんやてな。」「高いんちゃう。{| 高い高い / たっか高い | ねん。」

上例の対話における返答は、いずれもメタ言語否定の文脈で異議を唱えるものだが、(18a), (19a) では、程度に関する誤りが直截的に表明されており、異議がストレートに伝えられる。このため、場合によっては、対話者の間で気まずい空気が流れる可能性がある。しかしながら、形容詞重複表現が用いられた(18b), (19b) においては、若干のユーモアをもって異議が伝えられるため、そのような心配は比較的少ない。

以上、本節では形容詞重複表現が重複表現であり、そこには強意性（程度の増幅）という類像の意味が認められると同時に、若干のユーモアという恣意的意味も認められるということ論じた。¹⁴⁾

5. 形容詞重複表現の形態上の性質

本節では、形容詞重複表現の形態構造にどのような変異形が認められるのか、終止形（ないし連体形）に限って、手短かに確認することとする。¹⁵⁾

形容詞重複表現に認められるいくつかの変異形は、次の(20)に示される「『語幹+語尾』+『語幹+語尾』」の構造か、(21)に示される「『語幹』+『語幹+語尾』」の構造のいずれかに分類される。

- (20) a. 暑い暑い / 薄い薄い / かたいかたい / おもろいおもろい
b. あっつい暑い / うっすい薄い / かったいかたい / おっもろいおもろい
- (21) a. あっつ暑い / うっす薄い / かったかたい / おっもろおもろい
b. あつ暑い / うす薄い / かたかたい / おもろおもろい

(20a) の変異形は、「語幹+語尾」を1つの単位として、それを単純に2度繰り返したものである。(20b) の変異形においても「語幹+語尾」の単位が繰り返されているが、1つ目の単位の語幹に促音が挿入されている。このように、(20a) の変異形も (20b) の変異形も、基本的には「語幹+語尾」の繰り返しからなると言えるが、(21a) と (21b) についてはそのように言えない。(21a) と (21b) においては、1つ目の単位が語幹のみからなるからである。(21a) の変異形と (21b) の変異形の違いは、1つ目の単位における語幹に促音が挿入されているかどうかにある。なお、促音が挿入される位置は、アクセント核の直後である。

宮川 (2022 : 66) では、2名のインフォーマントからなる調査の結果、上記パターンのうち、(20a, b), (21b) の変異形の確認が取れなかった (つまり、(21a) の変異形しか確認が取れなかった) という趣旨の報告がある。しかしながら、本稿執筆者による2022年の後半から2023年の前半の調査においては、(20a, b) の変異形の確認が取れており、京都市内に生まれ育ちの大学生2名ならびに京都市内に生まれ育った40代男性2名から、これらの変異形を使用するとの報告を得ている。¹⁶⁾ その一方で、本稿執筆者による同調査においては、(21b) の変異形は確認されなかった。それにもかかわらず (21b) の変異形を上挙げているのは、本稿執筆者の過去の研究 (すなわち、谷 (2013)) において同変異形が確認されたからである。今後、さらなる調査が必要である。¹⁷⁾

その他の形態上の性質 (さらには統語上の性質) についても検討すべき点が多いが、紙幅に制限があるため、別稿にて論ずることとする。

6. 形容詞重複表現の音声音韻上の性質

形容詞重複表現には、音声音韻上の制約が課せられる。このことについては、谷 (2013) でも論じているが、本節では新たな知見も加え、述べなおすこととする。

可能な形容詞重複表現と不可能な形容詞重複表現を比較すると、可能な形容

詞重複表現においては、「(形態構造での) 1つ目の単位の(少なくとも)最終モーラにおいてピッチが下がっている」ということに気づく。本稿では、以下、この性質をピッチへの制約として捉え、同制約をピッチ制約と呼ぶ。

次の(22)には可能な形容詞重複表現が示されるが、いずれの形容詞重複表現においても、ピッチ制約が守られている。

- (22) a. [あ ついあ] つい / [あっ] つあ] つい
 b. [は] やいは] やい / [はっ] やは] やい
 c. おい [し] いおいし] い
 d. しん [ど] いしんど] い

なお、(22c, d)の形容詞重複表現に関しては、前節で見た(20b)の変異形また(21a)の変異形が存在しない。これは、「おい [し] い」「しん [ど] い」に表されるように、アクセント核の直後に母音が続くため、問題となる位置に促音を挿入しづらいためと考えられる。

次の(23)には最終モーラでピッチが下がらない形容詞が挙げられているが、これらの形容詞に対応する形容詞重複表現は、(24)に示されるとおり、ピッチ制約が守られないものとなり、容認されない。

- (23) な [い] / よ [い] / え [え]

- (24) *な [い] な [い] / *な [い] な] い / *よ [い] よ [い] / *よ [い] よ] い / *え [え] え [え] / *え [え] え] え

なお、(23)の形容詞においても、促音の挿入が困難なため、(20b)の変異形また(21a)の変異形は存在しない。

ピッチ制約を、たとえば「全体が2モーラの形容詞(ないし語幹が1モーラ

の形容詞) から形容詞重複表現を生成することはできない」のような形で、モーラ数にもとづいて述べなすことはできない。なぜなら、次の (25) の形容詞と先に見た (23) の形容詞はモーラ数が同じであるが、(25) の形容詞に対応する形容詞重複表現は、(26) に示されるとおり、容認されるからである。

(25) [こ] い / [す] い

- (26) a. ^{OK}この味噌汁、[濃] い濃] いなあ。
b. ^{OK}このミカン、[酸] い酸] いでえ。

同様の結果は、臨時語 (nonce word) を用いても得られる。「大豆の味がする」という意味の臨時的形容詞「[そ] い」に対応する形容詞重複表現、また「夜遅い」という意味の臨時的形容詞「[な] い」に対応する形容詞重複表現は、次の (27) のように、それぞれ容認される。

- (27) a. 「この豆乳、[そ] いそ] いでえ。飲んでみ。」「ほんまや。確かに [そ] いそ] いなあ。」
(大意: 「この豆乳、大豆の味がすごくするよ。飲んでみて。」
「ほんとだ。確かに、大豆の味がすごくするね。」)
b. 「もう11時半や。[な] いな] いで。」「ほんまや。[な] いな] いな。もう寝よ。」
(大意: 「もう11時半だ。すごく夜遅いよ。」「ほんとだ。すごく夜遅いね。もう寝るね。」)

さらには、第1節の (1) や (3) で触れた「遠い遠い」(すなわち、「[と] いと] い」) がそもそも可能であった点も想起されたい。¹⁸⁾

形容詞重複表現にピッチ制約が課せられる理由は、第3節で検討した (8 iv)

と(8 iv')の基準が示すように、形容詞重複表現に語としてのまとまりが要求されるからと考えられるが、詳細は別稿に譲る。なお、次の(28a, b)の対比に明らかなおり、形容詞重複表現は(重複表現であるものの)連濁が起きない。

- (28) a. かる (い) かるい / かつる (い) かるい / くさ (い) くさい /
くっさ (い) くさい / はや (い) はやい / はっや (い) はや
い
- b. *かる (い) がるい / *かつる (い) がるい / *くさ (い) ぐ
さい / *くっさ (い) ぐさい / *はや (い) ばやい / *はっや (い)
ばやい

形容詞重複表現のその他の音声音韻上の性質として、宮川(2013)ならびに宮川(2022)が論じるように、(ピッチ制約を守ったとしても)形容詞(の語幹)のモーラ数が増えると形容詞重複表現が作りづらくなるというものが挙げられる。なぜそのような傾向があるのか説明されるべきものだが、今後の課題とする。

7. おわりに

形容詞重複表現は、第1節で触れたように、「京都的色彩を帯び」、「京都人」の心を映した、くらしの京ことばと言えるが、その一方で、本稿執筆者による調査時に「若い人はあまり使わないかも」「おじいちゃん、おばあちゃんをよく使ったかも」という趣旨の声を耳にすることがあった。本稿執筆者にもそのように感じる場所がある。形容詞重複表現は存亡の危機に瀕しているのかもしれない。早急な調査・研究、さらなる調査・研究が必要なはずである。

本稿執筆者は、引き続き、形容詞重複表現の調査・研究を行う予定だが、より多くの方が形容詞重複表現に関心を持ち、その調査・研究に参加してくれる

ことを希望している。

註

- 1) 引用文(1)の中の「遠い遠い」は「といと」と読むようである。というのも、引用元では、ここでの引用文の少し前に「遠い遠い」とルビを振った箇所があるからである(p. 66)。なお、同引用文中の「早よ早よ」も、おそらくは「はよはよ」と読むと推測される。
- 2) 引用文(2)の中の「この都市」とは京都市のことで、「この言葉」とは「ちゃうちゃう」という『^{ちやう}違う』の畳語表現(p. 70)を指す。
- 3) 対話(3)における「遠い遠い」にはルビが振られていない。したがって、それが「といと」と発音されるのか、「とおいとおい」と発音されるのか不明である。
- 4) 例文(4)の中の下線およびルビは、すべて加納によるものである。
- 5) 京都観光ネットは、同ウェブサイトによると、一般社団法人シシンにより運営されており、当該の記事は「生まれも育ちも京都人」である「くらま天狗」により執筆されている。

当該記事の URL は次のとおりで、本稿執筆者による記事への最終アクセスは2023年9月13日である。

<https://kyoto-kanko.net/2022/03/12/post-13055/>

なお、記事に挙げられている4つの例文のうち、(5a)にだけは句点(すなわち、「。」)が用いられていないが、この(5a)については本稿執筆者の判断において同記号を添えた。

- 6) ウェブ上には、一般人による形容詞重複表現の観察が散見される。たとえば、2006年1月12日付で投稿された「Yahoo! 知恵袋」における質問に「夫の実家が京都です。ばりばりの京都弁です。形容詞を2回繰り返すのが特徴なのですが、『臭い臭い』が『くそくそ』になってました。」として、『くそくそ』なんて京都弁の中でも下品な言葉なんでしょうか。それとも普通に使われる言葉ですか?」とあり、具体例として「くそくそーて、食べられんのか」という文が挙げられている。また、この質問に対する回答もしくはコメントに、「くそくそじゃなく『くそーくそーて』です。伸ばしてください。」ともある。

この投稿への本稿執筆者による最終アクセスは2023年9月13日で、URL は次のとおりである。

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q127228787

同じく「Yahoo! 知恵袋」における2008年3月28日付での質問には、「京都弁って言葉を2回繰り返しますか? うまく言葉で表現できてなくて申し訳ありません

ん。例…赤い物を見て『赤い赤いやないですか』この例も合ってるかわかりませんが…。』といった投稿がある。

この投稿への本稿執筆者による最終アクセスは2023年9月13日で、URLは次のとおりである。

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1215616357

さらに、やはり「Yahoo! 知恵袋」の2010年3月8日付での質問に、「なぜ、関西人は、『さっむ、寒い』『めちゃめちゃ』など同じ言葉（疊語）を使うのでしょうか?」ともある。なお、この質問で「関西人」とあるのはおそらく「京都で生まれ育った人」のことであると解される。というのも、本稿の第2節で論じるとおり、形容詞重複表現は関西で広く使用されるものではなく、京都市という狭い範囲で使用されるものであるからである。

この投稿への本稿執筆者による最終アクセスは2023年9月13日で、URLは次のとおりである。

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1037740135

- 7) 「何らかの形」とは、「『語幹 + 語尾』 + 『語幹 + 語尾』」の構造もしくは「『語幹』 + 『語幹 + 語尾』」の構造に分類される「何らかの変異形」のことを指す。これらの構造ならびに変異形については、第5節で検討する。
- 8) 宮川 (2013) には、8歳まで岐阜県大垣市、その後、おおよそ滋賀県大津市で育ったという22歳の女性に「滋賀県南部の方言を話せるとの自覚があ (p. 2)り、同女性が形容詞重複表現を使用するとの報告がなされている。
本稿の調査では、本文でも触れているように、滋賀県大津市出身の調査対象者は形容詞重複表現を使用しないとのことであった。なお、この調査対象者は滋賀県大津市で生まれ育った女性 (学生) で、調査時20歳であった。
- 9) Gill (2005: 33) では6つの基準が (8i) - (8vi) - (8v) - (8iv) - (8iii) - (8ii) の順に並べられているが、本稿では説明の便宜上、このGillの順を変更している。
- 10) 音調の表記は上野 (2012) に従い、開きカッコ ([) を上昇、閉じカッコ (]) を下降とする。
- 11) 次の (i) と (ii) の比較から明らかなおとおり、「山々」「国々」「所々」などの重複表現に対し、単純な形で複数性という類像的意味を認めることはできないようである。
 - (i) これらの { *2つの / *3つの / ^{OK}いくつかの / ?たくさくの }
{ 山々 / 国々 } の中では、未知の言語が話されている。
 - (ii) これらの { ^{OK}2つの / ^{OK}3つの / ^{OK}いくつかの / ^{OK}たくさくの }
{ 山 / 国 } の中では、未知の言語が話されている。
- 12) Gill は伝達補強の機能についての詳しい説明を行っていないが、ここでの確実

性の保証については「その他の多くの理由 (many other reasons)」に含まれるものと考える。

- 13) 野呂 (2016) は形容詞の反復表現に関し、「以下の例のように、形容詞だけを反復する場合には単なる程度の強調である (p. 220, ft. 9)」として、次の例を挙げている。

(i) 寒い、寒い。 (野呂 2016 : 220, ft. 9)

(ii) 大きな大きな木。 (野呂 2016 : 220, ft. 9)

これらの例 (特に (ii)) では、確かに「単なる程度の強調」すなわち強意性が表されているのみと言えそうだが、「形容詞だけを反復する場合」に「単なる程度の強調」ではなく、現実性を表すもの (本稿の (6d) や (12)) も存在することについては、見落としがあると言える。

- 14) 若干のユーモアという意味は、形容詞重複表現が持つ独特の繰り返しという形式上の面白さに動機づけられている可能性があるため、完全に恣意的な意味であるとは言えないかもしれない。

なお、このことによって、何か問題が惹起されるというわけではない。仮に若干のユーモアという意味が類像的な意味に分類されたとしても、形容詞重複表現は強意性という類像的な意味に加え、若干のユーモアという類像的な意味も合わせ持つということになるだけだからである。

- 15) 形容詞重複表現は重複表現であるため、同一の形容詞が2回繰り返される構造を持つ。次のように、異なった形容詞を連結させ、強意性を担わせることはできない。

(i) *その店は、早い美味しい。(Cf. その店は、すごく早くて、すごく美味しい。)

- 16) 第1節の (1) から (5) の引用においても、(20a) と (20b) の変異形が確認できる。

- 17) 宮川 (2022 : 64) では、「あんま甘い」のように撥音が使用される変異形の存在が指摘されているが、これについては「この撥音は挿入された促音が後続の鼻音に逆行同化したものであろう」とコメントされている。

- 18) 「よ [い]」の連用形は「[よ] う」となるが、この連用形にもとづく形容詞重複表現はピッチ制約を守り、次のように、容認される。

(i) ようようになった。 (谷 2013 : 240)

また、第1節の (4b) 内の「赤こ赤こ」と同様に、「[た] かい」の連用形の1つである「[た] こ」にもとづく形容詞重複表現も、次のとおり、可能である。

(ii) たこたこなった。

これらの例も含めると、ピッチ制約をモーラ数の点から述べなおすことは、ますます困難になると考えられる。

*本稿は、京都女子大学宗教・文化研究所から助成を受けた研究「くらしの京ことば 一口語京都方言における形容詞重複表現について」にもとづくものです。さまざまな形で援助をいただきました宗教・文化研究所に感謝申し上げます。また、形容詞重複表現に関する聞き取り調査において、京都女子大学の学生の皆さん並びに同大学の教職員とその関係の皆さんから、多くの有益な情報を寄せていただきました。厚くお礼申し上げます。

参考文献

- Gill, David (2005) "From repetition to reduplication in Riau Indonesian," *Studies on Reduplication*, ed. by Bernhard Hurch, Mouton de Gruyter, pp. 31-64.
- Tani, Mitsuo (2012) "Adjective reduplication in Kyoto Japanese: A preliminary survey," *Foreign Literature*, Vol. 61, pp. 67-67.
- 入江敦彦 (2007) 『イケズの構造』, 新潮文庫.
- 入江敦彦 (2009) 『京〈KYO〉のお言葉』, 文春文庫.
- 上野善道 (2012) 「N型アクセントとはなにか」, 『音声研究』第16巻, 第1号, pp. 44-62.
- 大江元貴 (2019) 「日本語における『繰り返し』の下位区分の検討」, 『金沢大学歴史言語文化学系論集 言語・文学篇』第11号, pp. 67-78.
- 加納進 (1993) 『京ことば玉手箱』, ユニプラン.
- 谷光生 (2013a) 「京都方言における重複形容詞の音声・音韻的特徴」, 『宇都宮大学教育学部紀要』第63号, 第1部, pp. 231-240.
- 谷光生 (2013b) 「京都方言における重複形容詞と個人語の変異」, 『外国文学』第62号, pp. 45-54.
- 野呂健一 (2016) 『現代日本語の反復構文—構文文法と類像性の観点から—』, くろしお出版.
- 宮川創 (2012) 「京都府南部方言と滋賀県湖南方言における重複形容詞」, 草稿, Academia.edu.
- 宮川創 (2022) 「京都府南部若年層方言の語幹重複形容詞における促音・撥音素の挿入」, 日本語学会2022年度春季大会予稿集, pp. 62-66.

受付日 令和5 (2023) 年9月13日 採用日 令和6 (2024) 年2月7日

<キーワード>

京都方言 京都市方言 京言葉 京ことば 形容詞 繰り返し
畳語 重複 反復